

2024年4月1日

吸収合併に関する事後開示書面

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
株式会社ジーニー
代表取締役 工藤 智昭

当会社を吸収合併存続会社、ビジネスサーチテクノロジー株式会社(本店所在地:東京都新宿区西新宿六丁目8番1号)を吸収合併消滅会社とする吸収合併手続(以下「本件合併」といいます。)に関する、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2024年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過

吸収合併消滅会社に対して本件合併をやめることを請求した株主はいませんでした。

3. 吸収合併消滅会社における反対株主の株式買取請求に関する手続の経過

吸収合併消滅会社は、当会社の完全子会社であるため、株式買取請求権に係る手続は行っておりません。

4. 吸収合併消滅会社における新株予約権の買取請求に関する手続の経過

吸収合併消滅会社は新株予約権の発行をしていなかったため、該当する手続はありません。

5. 吸収合併消滅会社における債権者保護手続の経過

2024年2月22日に官報で公告を行いました。異議を述べた債権者はいませんでした。なお、知っている債権者は存在しなかったため、各別の催告は行っておりません。

6. 吸収合併存続会社における吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過

当会社に対して本件合併をやめることを請求した株主はいませんでした。

7. 吸収合併存続会社における反対株主の株式買取請求に関する手続の経過

本件合併の効力発生日の20日前の日までに株主に対し通知を行いました。株式の買取請求をされた株主はいませんでした。

8. 吸収合併存続会社における債権者保護手続の経過

2024年2月22日に電子公告を、2024年2月22日に官報で公告を行いました。異議を述べ

た債権者はいませんでした。

9. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社より承継した重要な権利義務に関する事項

当社は本件合併の効力発生日である2024年4月1日に資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継いたしました。

10. 吸収合併消滅会社の事前開示事項

別紙のとおりです。

11. 吸収合併による変更の登記をした日

2024年4月15日(予定)

12. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

特にありません。

以上

別紙 ビジネスサーチテクノロジー株式会社の事前開示書面に記載された事項

次頁以降に記載のとおりになります。

2024年2月22日

吸収合併に関する事前開示書類

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
ビジネスサーチテクノロジー株式会社
代表取締役 工藤 智昭

当社を吸収合併消滅会社、株式会社ジーニー（本店所在地：東京都新宿区西新宿六丁目8番1号）を吸収合併存続会社とする吸収合併手続に関する、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は以下の通りです。

記

1. 吸収合併の内容
別紙1「合併契約書」の通り。
2. 合併対価（吸収合併存続会社が、吸収合併に際して吸収合併消滅会社の株主に対してその株式に代えて交付する金銭等を意味する。）の相当性に関する事項及び合併対価について参考となるべき事項
吸収合併消滅会社である当社は吸収合併存続会社である株式会社ジーニーの完全子会社であることから、本吸収合併に際して金銭等を交付しない旨の吸収合併契約の定めは相当と判断しており、金銭等を交付しないため合併対価について参考となるべき事項について該当事項はありません。
3. 吸収合併にかかる新株予約権の定めに関する事項
該当事項はありません。
4. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項
(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)に係る計算書類等の内容
吸収合併存続会社は最終事業年度に係る有価証券報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 吸収合併存続会社の臨時決算日に関する臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日（2023年3月31日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日（2024年4月1日予定）以後における吸収合併存続会社の債務（異議を述べる事ができる吸収合併消滅会社の債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

本吸収合併の効力発生日後の吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を上回る見込みです。

また、吸収合併存続会社の今般の収益状況等に鑑みて、吸収合併存続会社が当社の債権者に対して負担することとなる債務については、本吸収合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

7. 本書面の備置開始日後に上記の事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

該当事項はありません。

合併契約書

株式会社ジーニー(以下「甲」という。)及びビジネスサーチテクノロジー株式会社(以下「乙」という。)は、合併に関し、以下のとおり合意したので、末尾記載の日付で、本合併契約書(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 合併の方法

本契約に定める諸条件に基づき、甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。本契約に基づく合併を以下「本件合併」という。

第2条 合併当事者

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

甲 : 株式会社ジーニー
東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

乙 : ビジネスサーチテクノロジー株式会社
東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

第3条 合併対価の交付及び割当て

甲は、乙の全株式を保有していることから、本件合併に際して、乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等(甲の株式及び金銭を含む。)の交付を行わない。

第4条 資本金及び準備金

本件合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条 効力発生日

本件合併がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2024年4月1日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条 財産及び権利義務の引継ぎ

乙は、2023年3月31日時点の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第7条 善管注意義務

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

第8条 契約内容の変更

本契約の内容は、甲及び乙の書面による合意によってのみ変更することができる。

第9条 本契約に定めのない事項

本契約に定めのない事項のほか、合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定めるものとする。

第10条 準拠法及び合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書1通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2023年12月27日

甲： 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
株式会社ジーニー
代表取締役 工藤 智昭



乙： 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
ビジネスサーチテクノロジー株式会社
代表取締役 工藤 智昭

